

【目 的】平成9年5月に「アイヌ文化遺産法」が制定された。北海道アイヌ建築は長年に渡る復原建築による伝承が報われた。今後の北海道アイヌ建築の復原を展望するために復原史を編纂して復原史の特色を明確にしておく必要がある。本研究は昭和11年から平成5年までの57年間に渡る北海道アイヌ建築の復原史の特色として①復原建築の目的②展示施設の経営形態③展示地域④展示方法(室内、屋外)⑤復原者⑥復原建築の平面規模の種類⑦復原建築の伝承地域⑧復原建築の被覆材料、の傾向を導き今後の展望を示す。

【研究方法】本研究は11冊の文献と小林法道の復原建築の調査(平成5年10月～平成8年11月、調査回数16回、調査戸数27戸)をもとに昭和11年から平成5年までの35戸の北海道アイヌの復原建築を年代順に編纂して復原建築一覧表を作成して復原史の特色を導く。

【結 果】北海道アイヌ建築の復原史の特色を示す。①郷土史教育、アイヌ文化の伝承、観光、が復原建築の目的である②観光業を兼ねた民間施設が大きく貢献してきた③大部分の復原建築は北海道で展示された④屋外展示が多い⑤アイヌ人の復原者がほとんどである⑥復原建築はチセが多い⑦伝承地域6ヶ所で偏りがある⑧二風谷地方の復原建築が最も多い⑨復原建築は茅葺と笹葺である。今後の復原に関する展望を示す。①伝承地域を明記した上で復原が可能な6地域の北海道アイヌ建築を北海道各地に復原する②伝統技術を様々な方法で記録して復原を永久に可能にする③日本人が伝統技術を学んで北海道アイヌ建築を復原する機会が増える④室内展示にするか柱根部を腐食しにくい材料で復原する⑤樹皮葺の北海道アイヌ建築の研究を進めて樹皮葺の北海道アイヌ建築を復原する。